

第436回南国市議会定例会会議録

第7日 令和6年9月20日 金曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和6年9月20日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 令和5年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 令和5年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 令和5年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 令和5年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 令和5年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和6年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第16号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する議案
- 第18 議案第18号 市道の認定について

- 第19 承認要求書
第20 議員派遣の件

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第20まで
議発第1号より議発第3号まで

-----*

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

-----*

議案第1号から議案第18号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第18号まで、以上18件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西山明彦議員。

-----*

令和6年9月18日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長
西 山 明 彦

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第11号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

歳入の部		
歳出第2款総務費 第9款消防費		
第2条繰越明許費		
第3条債務負担行為の補正		
第4条地方債の補正		

*

〔10番 西山明彦議員登壇〕

○10番（西山明彦） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第11号の3件であります。去る18日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計歳入歳出決算及び議案第3号令和5年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和6年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、8億2,755万1,000円の増額計上であります。

その所要一般財源は3億8,825万6,000円であり、地方特例交付金1,066万9,000円、地方交付税1億5,231万5,000円、過年度分生活保護費負担金2,738万6,000円、臨時財政対策債2,035万9,000円、繰越金7,325万6,000円及び財政調整基金繰入金1億427万1,000円を増額計上し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、総務費関係では、交通安全施設設置事業費1,015万円、国・県支出金返還金1億50万9,000円及び過誤納税還付金1,000万円を増額計上し、消防費関係では、住宅耐震対策促進事業費1億5,018万円を増額計上するものであります。

繰越明許費では、農林水産業費752万9,000円及び商工費600万円を計上するものであります。

また、債務負担行為では、ものづくりサポートセンター管理運営業務等委託料に係る限度額1億6,094万5,000円、スクールバス等運行業務委託料に係る限度額1,690万8,000円及び学校給

食用食材購入費に係る限度額2億2,610万4,000円を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長神崎隆代議員。

＊

令和6年9月18日

南国市議会議長 岩松永治様

産業建設常任委員長

神崎隆代

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第18号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔11番 神崎隆代議員登壇〕

○11番（神崎隆代） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第9号から議案第11号まで、議案第15号、議案第18号の8件であります。去る18日に委員会を開催し、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第4号令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第7号令和5年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、いずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第9号令和5年度南国市水道事業会計決算の認定について及び、議案第10号令和5年度南国市下水道事業会計決算の認定については、いずれも公営企業会計の決算議案であります。これら5件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、中山間振興費2,244万6,000円及び市単独農道水路維持管理費3,300万円を増額計上し、商工費関係では、連続テレビ小説を生かした観光振興事業費1,377万6,000円を増額計上し、土木費関係では、道路維持費5,063万円、市単独道路新設改良事業費4,812万円、都市再生整備事業費1,185万8,000円及び住宅管理費1億1,677万2,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、連続テレビ小説「あんぱん」への対応以降も、中長期的な市としての後免町・中心市街地振興策を改めて考えていただきたいことを申し添えます。

次に、議案第15号令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出におきまして、総係費等の下水道事業費用を288万円増額し、資本的支出におきまして、有形固定資産費を5,000円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第18号市道の認定についてにつきましては、国営圃場整備事業による整備に当たって、三和小南5号線を市道として認定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいた

します。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長有沢芳郎議員。

＊

令和6年9月18日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

教育民生常任委員長

有 沢 芳 郎

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第11号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第13号	令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第17号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する議案	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

〔17番 有沢芳郎議員登壇〕

○17番（有沢芳郎） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第11号から議案第14号まで、議案第16号、議案第17号の9件であります。去る9月18日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号令和5年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第6号令和5年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第8号令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であり、なお、引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。主なものは、民生費関係では、児童手当費5,507万5,000円、公立保育所費7,218万9,000円及び放課後児童対策事業費4,570万2,000円を増額計上し、衛生費関係では、保健衛生予防費1億314万8,000円を増額計上し、教育費関係では、小学校管理費（学校総務）1,692万9,000円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は259万6,000円を増額計上しております。歳入では、国民健康保険制度関係業務事業費補助金181万4,000円及び過年度分特別交付金精算に係る雑入78万2,000円を増額計上し、歳出においては、国民健康保険一般管理費181万5,000円、財政調整基金積立金75万5,000円及び健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金返還金2万6,000円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第13号令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は2億519万7,000円を増額計上しております。歳入では、繰越金2億519万7,000円を増額計上し、歳出においては、基金積立金3,575万4,000円及び国・県・支払基金への返還金1億6,944万3,000円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可

決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は4,597万5,000円の増額計上であります。歳入では、一般会計繰入金107万8,000円、繰越金4,366万1,000円及び特別調整交付金123万6,000円を増額計上し、歳出においては、後期高齢者医療保険職員人件費123万7,000円及び後期高齢者医療広域連合納付金4,473万8,000円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、改正の内容は、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴う規定の修正であり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

最後に、議案第17号高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、高知県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） 議案第11号についての賛成討論を行います。

議案第11号第4款衛生費の第1項の保健衛生費の第2目の予防費の保健衛生予防費の予防接種委託料について懸念事項があるため、一言申し添えさせていただきます。

この議案は、コロナワクチンの予防接種の補助金に関する議案となっています。コロナワクチンについて接種を希望されるかと思いますので、補助金の支援に関して反対するものではありません。しかし、一般質問でも執行部への質問と依頼をしておりますが、重ねて申し添えておきたいため、意見を述べさせていただきます。

まず、予防接種法において次のように規定されています。予防接種を行ってはならない場合、第7条市町村長または都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を受けることが適当でない者として厚生労働省で定める者に該当すると認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行ってはならない、つまり予防接種を受けることに健康上、副反応や副作用が発生するリスクがあるため、健康状態を調べて実施について決定することを想定しています。

また、今回は特例承認ではなく定期接種に移行したため、以下の条文が対象となります。市町村長が行う予防接種の項で、第5条第1項には、市町村長はA類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって、政令で定める者に対し、県知事の指示を受け、期日または期間を指定して予防接種を行わなければならないとなっていますので、必ずこの指示を記録として残しておくことをお願いいたします。もっともこの指示も来ていないとすれば、これは南国市長の責任において実施することになるため、その被害者からの請求があった場合は矢面に立つことになる可能性があると思いますので、事前の準備を怠りなく十分な対応をお願いいたします。

その上で、私は一般質問に対する答弁で聞いた内容ですが、過去最大の薬害をもたらしたmRNAタイプのコロナワクチンだったわけですから、今後は今まで南国市がしっかりとリスク情報を出さなかったことを真剣に改めていただく必要があります。そして、リスク情報をもっとしっかりと提供することを求めます。特に今回発売されるコロナワクチンには5種類あります。組換えたんぱく型ワクチン、mRNAタイプワクチン、そしてワクチンを体内で複製し続けるレプリコンワクチンのワクチンがあることをしっかり伝えてもらわなければなりません。レプ

リコンワクチンは、少量の接種で大丈夫だと言っていますが、それは体内でワクチンを製造するからとなっています。そして、ワクチンを打った方から他の方へ伝播することも指摘されています。そのため、医療機関、店舗などにおいてレプリコンワクチンを打った方の入店を断るなどの貼り紙などをお客様、患者様にお伝えするところが増えてきています。

市長が本気で市民の健康に留意するなら、メリットだけでなくリスクも伝えるはずですが、また、ワクチンという手段だけでなく、ふだんの生活においても自己免疫を強めるため、食事、運動、休息、ストレスフリーに対しても積極的に市民に呼びかけていただきたいと思います。

ワクチンがこれだけ多用されなかった過去の時代に人口が増え続けていました。出産も増え、元気な赤ちゃんが愛に満ちた夫婦の下に誕生し、大きな幸せが届けられました。幾つかのワクチンにはとても有効なものも存在することは否定するものではありません。しかし、ワクチンによってこれまでなかったような病気が起こり、そのワクチンの使用が停止されたりした過去の教訓を無駄にしてはなりません。

最後になりますが、くれぐれもリスクを伝えるように、それもワクチンのタイプによって起こるリスクを伝えるようにお願いします。そして、日頃の健康を守るために、食べる物を気をつけ、適度に体を動かし、十分な睡眠を取り、気心知れた友と楽しい時間を持って、豊かな生活を過ごすことが結果的に健康な体になることを申し上げます。

次に、ものづくりサポートセンターの指定管理者更新の債務負担行為について、賛成の立場で意見を申し上げます。

ものづくりサポートセンターの指定管理者更新の議案が出されましたが、私は次の点で賛成討論を行います。

1、まず、ものづくりサポートセンターの条例には、ものづくりに関わる人材の育成及び本市への観光誘客の促進を図り、もって、中心市街地をはじめとした地域の活性化及び産業の発展に資するためと定められています。物づくりに関わる人材の育成という目的も観光誘客も、中心市街地の活性化も、産業の発展も大変重要な意義があり、目指す価値があります。言うまでもないことなのですが、どんな事業でも目的を定め、計画をして実行し、評価し、改善を加えて次の循環へと進むわけです。PDCAというサイクル、古いとも言われるかもしれませんが、計画、実行、評価、改善は必要不可欠な対策です。このものづくりサポートセンターにおいても、そのサイクルを通じて成長させ、投じた税金の効果を高めていく必要があります。成果を出さずして事業を継続できるというのは幻想であって、現実逃避であると考えるのが正常でしょう。ですから、どの事業においても目的に対して誠実にそれを成し遂げる計画力、実行

力、改善力が必要です。企業内においてもそれができない場合、社外からも人材を求め、アドバイスを受け入れていく、場合によっては責任者を交代させるなどの必要が出ます。この更新は、そういう意味においてよい機会となります。このものづくりサポートセンターの活用が、所期の目標をしっかりと達成することができるようにという意味で、賛成討論です。

さて、前段で説明した目的を持って設立されたものづくりサポートセンターですから、様々な可能性を排除することなく、チャレンジすることは大事なことです。以下の観点を提案しておきます。

1、過去の実績の評価を真剣に行うこと、少々時間をかけてもいいと思いますが、過去の実績を客観的な数値を集め、来場者の声を集め、市民の声を集め、分析することが必要です。そうすれば、何が成功をもたらしているのか、何を改善しなければならないのか、何を足し、何を削り落とさなければならないのかを見つけ出しやすくなります。自分だけで結論を設けるなどという愚かなことをしてはなりません。自分に甘い評価を下し、成功する種を発芽させることなく、焼き捨ててしまうことになるでしょう。

2、人材の育成、観光誘客、産業の発展などのためには、これまでの取組に加えて、市内の学校、観光施設、飲食店等との連携を強化する必要があります。そして、何よりも産業の発展については、視野をもっと広く持たなければなりません。1次から3次産業まで産業を意味しているわけですから、現在まで行ってきた展示には満足できません。様々な産業分野において物づくりは存在します。そこで生産されている物やサービスはもとより、その製品を生産するための道具や機械、技術、ノウハウなど、全ては物づくりの精神から生み出されているわけです。実に南国市にもものづくりサポートセンターがあること自体、大変価値がありますし、可能性があると思います。しかし、幾らよいものであっても、それを生かせないということではならないわけですから、次の指定管理者においてはその点をしっかりと要望することをお願いします。ぜひともこの更新の機会に、この点をしっかりと仕様書に書き込んでいただきたいと思います。

3、評議会、協力会、審議会などの組織をつくることを提案します。もっとこの施設を活用するためには、あらゆる視点とスキルを持つ多様な人材の力を結集させ、多層な人材や才能が集まれば、未知の化学反応が起き、新たな可能性が次々と開花し、未来を切り開く原動力となると思います。この施設を、そして南国市の可能性を最大限に活用することが何よりも大切なわけです。そのためには、一人が考えて行うことも決して悪いことではありませんが、もっと多彩な人材が関わることで、これまでの発想にはない構想が浮かんできたり、子供からのアイ

デアからアレンジを加えることで一世風靡する企画も生まれないとはい切れません。南国市にある企業間の融資や特任社員のチームをつくって、新製品を創造することになるかもしれません。仕事が終わりに、この施設を借りて実験を行って、特許技術を作り上げるかもしれません。学生がここに集まり、これまでの機能を大幅に上回る農業機械を設計するかもしれません。子供たちが遊びの中で物づくりの楽しさを養えるかもしれません。

物づくりという言葉は、可能性、未来、幸せ、創造、チャレンジなどの言葉が浮かんできます。そんなことができる施設であってほしいと思っているわけです。そのために、ぜひとも多種類、多段階のグループをつくるように提案します。評議会、協力会、審議会などという言葉でなくてもいいわけです。子供たちのキッズクリエイションとか、帰宅前おじさん会とか、宇宙に衛星を飛ばす会とか、私もセンスがないので笑われますが、とにかく何でもいいのですが、創造と挑戦ができる自由なフィールドとして組織をつくり、支援していくことを強く求めます。

4、契約年数ありきでは駄目だと思います。5年の契約は否定するものではありませんが、投入する税金の効果をより発揮するためには、3年程度の契約を更新していくことが望ましいと思います。今回提案されているものが5年契約ですが、3年で更新判断をし、2年延長するなどの制度に変更するよう提案します。緊張感を持って取り組むことは、結果的に双方にメリットをもたらします。そうすることでアイデアが生まれ、可能性を見だし、突き抜ける製品やサービスを誕生させることにつながると思います。契約を打ち切る条件を設定しておくことも大切です。市としては、成果を客観的な数値で評価するための数値目標を設定すべきです。知名度、当施設への誘客数、市街地への誘客数、学校とのコラボ数、出されるアイデア数、集会開催数、イベント開催数など、目標に沿った計測基準を設けて、その目標値を評価する必要があります。ぜひとも生きる税金になるようにするために、このことに取り組んでいただきたいをお願いします。

最後に、5番目、駐車場の6時終了は早急にやめるべきであると思います。南国市全体で物づくりを考えるのにふさわしいものでないと考えます。夜9時まで活用できるようにすべきで、仕事終わりの市民や、学校終わりの学生が使いたい時間に駐車場が閉まっているということは、表から見ると、使えないことを大々的に宣伝を行っているのと同じだと思います。そうではなく、もっと利用してくれというメッセージを出さなくてはならないのではないのでしょうか。現時点でも変更できるので、早急な変更が必要だと思います。現在のバリカー上下式の入り口封鎖等ではなく、タイマーつきバースト式を設置することで、現在の管理ストレスから解放されます。毎日のゲートの重いポールを上げ下げすることもなくなります。このよ

うなゲートシステムは非常に低額で設置できるため、導入を決断しやすいかと思えます。

この施設の目的の一つを達成するための方策は、まだまだたくさんあると考えます。この更新の機会に必要な指定管理者への依頼内容の更新も同時に行って募集することは、行政が目指している市民サービスに直結する結果をもたらすことができると考えます。この議会で期間と金額の枠取りをするための採決になると思えますが、当然目的を達成できない仕様のままで募集することは決してないように、衷心からお願いするところです。今後もものづくりサポートセンターの運用仕様に同僚議員からの提案されている改善の要求要素をしっかりと組み込んでいただき、そして募集をかけてくださるようお願いいたします。ものづくりサポートセンターをより市民に近づけ、係るどの方も喜びと満足感を得られるように進めてくださることを強く要望しておきます。

これで私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩松永治） 8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

マイナ保険証に関する議案の反対討論を行います。本来なら議案第12号にも触れるところではありますが、通告してありませんので、通告の議案第16号と議案第17号の2本のみ行うことにいたします。

まず、議案第16号南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

6月定例会におきまして、議発第5号マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証の存続を政府に求める意見書が賛成多数で上がりました。そこで求めた要求項目は、1、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること、2、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させること、この2項目です。この2項目は、まさに市民の思いそのものであり、12月2日から実施というのは国の方針であるとはいえ、賛成いたしかねることを述べまして、反対討論といたします。

また、議案第17号高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する議案についての反対討論ですが、議案第16号の反対討論で述べた理由と同様であり、これも反対することを述べ、議案第17号の反対討論といたします。同僚議員の御賛同、よろしくようお願いいたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件は継続審査に付することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号から議案第15号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第15号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第19、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和6年9月20日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長 西山明彦

産業建設常任委員長 神 崎 隆 代

教育民生常任委員長 有 沢 芳 郎

議会運営委員長 土 居 恒 夫

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおりに派遣することに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第1号から議発第3号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第3号まで、以上3件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

自動運轉移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月20日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第1号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023（令和5）年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移を見ると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組を求める。

記

1. 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

南 国 市 議 会

国 土 交 通 大 臣 齊 藤 鉄 夫 様
経 済 産 業 大 臣 齋 藤 健 様

—*—

議発第2号

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月20日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	齊 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	齊 藤 正 和
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第2号

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としてはせき、たん、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺泡）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人ととどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1. 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- (1) 地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
- (2) 画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

2. 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- (1) 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重

症化や増悪を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入。

(2) COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。

(3) COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

3. COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

(1) COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。

(2) COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣 武 見 敬 三 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

＊

議発第3号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年9月20日提出

提出者 南国市議会議員 松 本 信之助

賛成者 " 前 田 学 浩

 " 岡 崎 純 男

 " 芥 藤 喜美子

 " 西 本 良 平

賛成者	南国市議会議員	植 田 豊
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第3号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様
デ ジ タ ル 大 臣	河 野 太 郎 様
内閣府特命担当大臣(子ども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)	加 藤 鮎 子 様

—*—

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上3件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—*—

○議長（岩松永治） この際、議発第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—*—

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 次に、議発第2号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） 参政党の山本康博です。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書に対して、反対討論を申し上げます。

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求めるこの意見書に対して、まずもって私自身がこのCOPDの何たるかを存じ上げませんでした。そのために、軽々しく判断する失礼をしてはならないと思い、私なりに調査をいたしました。

日本呼吸器学会のホームページには、以下の情報が掲載されていました。慢性閉塞性疾患とは、従来慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称です。たばこ煙を主とする有害物質を長期に吸入ばくろすることで生じた肺の炎症性疾患であり、喫煙習慣を背景に、中高年に発生する生活習慣病と言えます。つまり、長期間の喫煙がこの病気を誘発するということです。この40年間で喫煙者は右肩下がりで減っているのです、今後の発症者、潜在的患者も減っていくのだろうと考えられます。

次に、治療については次のように記載されていました。

COPDに対する管理の目標は、1、症状及び生活の質の改善、2、運動機能と身体活動性の向上及び維持、3、増悪の予防、4、疾患の進行を抑制、5、全身併存症及び肺合併症の予防と治療、6、生命予後の改善にあります。気流閉塞の重症度だけでなく、症状の程度や増悪

の頻度を加味した重症度を総合的に判断した上で、治療法を段階的に増強していきます。喫煙を続けると、呼吸機能が悪化、加速してしまいますので、禁煙が治療の基本となります、このように書いてあります。つまり、喫煙をやめればいいのです。例外となりますが、例えば陶器を作る地域でもこの病気は多いようです。そういう職場では防じんマスクなどを装着することが必要となるようです。余談ですが、生命保険でもたばこを吸っている方は保険料が高いなど、生活習慣が保険料に反映していることを考えても、この意見書を出してくださることは大変意義があると思えました。

このたびの意見書は、潜在的な患者に対する対策となっています。ということは、病院に行くまでもない、未病レベルの方々に対する対策となります。中には、我慢して病院に行っていない方もいるかもしれませんので、未病だけだと言い切るつもりはありません。いずれにしても、よい空気を吸うこと、悪い空気を吸わないことをしっかり進める対策が必要ということになります。

さらに、意見書の中にはワクチン接種を求めています、既にmRNAタイプのインフルエンザワクチンが発売されています。このことを考えると、COPDだけの問題でなくなる可能性も出てくるので、この部分は問題だと思えました。ただし、インフルエンザワクチンも、肺炎球菌ワクチンなどあるようで、不活化ワクチンとしても発売されているので、mRNAよりまだましであることを申し添えておきます。

COPDの潜在的な患者に対する適切な対応を求めているものの、基本となる大事な予防策が記載されていないことは残念に思いました。健康長寿ネットには次のような記載がありました。慢性閉塞性肺疾患のケアの方法です。

1、禁煙への取組、2、栄養バランスを整える、3、予防接種、マスクの着用、手洗い、うがい、4、運動習慣をつける、5、呼吸器に優しい環境を整える、6、呼吸筋の体操、この記事は既に慢性閉塞性疾患になっている方向けの対策ですが、ここでも分かるように、毎日の生活を整えることだと分かります。基本になることをしっかり国民に普及して、未病のうちに進行しない生活を身につけられるように動機づけを続けていくことが大切なのだと思います。

最後に、発病している患者様においては、さらに医療技術の向上、細胞の活性化技術の向上、生活習慣の改善などが総合的、そして積極的に行われることを願っています。既にこの病気で体調を崩されている方には心よりお見舞い申し上げます。親からいただいた大切な体です。自分自身でよく考えて、自制もし、健康で明るい人生になるようにしていきたいものだと自戒を込めて願うばかりです。

以上をもってこの意見書に対する反対意見とさせていただきます。同僚議員の賛同をこれよりお願いいたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2番松下直樹議員。

〔2番 松下直樹議員登壇〕

○2番（松下直樹） 公明党の松下直樹です。

本議会に提出されている地方財政の充実・強化に関する意見書に反対の立場から討論を行います。

賛成しかねる理由としましては、地方からの要望を受けて国は財源の確保等、努力しており、意見書の内容では認識が違う点が幾つか見受けられるからであります。具体的には、国の令和6年度予算は、社会保障費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和5年度を上回る額が確保されています。

その内容は、物価高騰対策、個人所得増の政策として実施された定額減税による減収への対応として次の2つが実行されます。

1、個人住民税の減収9,234億円は、地方特例交付金により全額国費により補填されます。

2、地方交付税の減収7,620億円は、繰越金、自然増収による法定率分の増、1兆1,982億円により対応し、減税の影響を含めても適切に地方財政を確保するとともに、後年度に2,076億円が加算されます。こども・子育て政策の強化に係る地方財政の確保については、次の4つが実行されます。

1、こども未来戦略に掲げるこども・子育て支援加速化プランにおける令和6年度の地方負担分2,250億円程度について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源が確保されています。

2、地方団体が地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策、ソフト政策が実施できるように、地方財政計画の一般行政経費が1,000億円増額されています。

3、地方団体がこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連の施設の環境改善、ハード政策を速やかに実施できるよう、新たにこども・子育て支援事業（仮称）の5,000億円が計上され、こども・子育て支援事業債（仮称）が創設されています。

4、普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするために、新たな算定費目、こども・子育て費（仮称）が創設されています。

給与改定、会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財政の確保については、令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費1,810億円については、所要額が計上されています。地方公務員の人材育成、確保の推進については、地方団体において少子・高齢化、デジタル社会の進展により複雑化、多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するために、地方交付税措置が創設、拡充されています。さらに、消防、防災力の一層の強化として、緊急防災・減災事業費の対象事業が拡充されるとともに、特別交付税措置が拡充されています。これ以外にも、物価高への対応や地域経済循環の促進、地方への人の流れの創出、拡大等々の予算が盛り込まれており、令和6年度予算においても地方一般財源水準の確保から一歩踏み出した予算となっていることから、令和7年度予算も地方財政の充実強化が図られるものと期待をしています。したがって、提出された地方財政の充実・強化に関する意見書には賛成することはできません。

以上、公明党の討論といたします。

○議長（岩松永治） 6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員登壇〕

○6番（山本康博） 6番、参政党の山本康博です。

地方財政の充実・強化に関する意見書に対する賛成討論を行います。

まずもって、足元である地域の現状を見るのが大事だと思います。この30年、40年でどのように変化してきたかということを見ることです。私は今年64歳になりますが、二十歳の頃から日本はどう変わったのかと、どういふ変化があったのかということを見ることです。1970年代が最も人口が増えた時期で、19%も増加しています。その増加率は、1980年代をピークに下がり始め、2000年代でついに増加率ゼロ%になり、2010年からの10年間で実質3%のダウンとなりました。その期間に人口が約336万人減少しています。この数は、高知県1県が消滅するということに収まらない数の人口がいなくなったということです。高知県の人口も83万人いた人口が、今や67万人台まで落ち込みました。

では、なぜ落ち込んだのかということを考える必要があります。高度経済成長時代がありました。それは景気がいい時代でした。会社の業績が伸び、家計収入もアップし、子供が生まれ、消費がどんどん膨らんでいく時代でした。私が20代、30代のときには、御商売されている方々の中で、景気がいいもんだから高級腕時計を買ったとか、高級車を買ったとか、高級料亭でうまいものを食べたとか、とにかくそれを自慢している方々がそれなりにいました。利益は出たので、税金で取られるくらいなら給与、賞与を出そうとしたり、事務用品を新品に変えたり、事業投資をしたりと、消費が増えていた時代だったと思います。これがインフレマインドです。そうした時代でした。このときの政権は、佐藤栄作氏及び田中角栄氏が行っていました。田中角栄氏が日本列島改造論を掲げ、長期の投資目標を計画していた時代で、政府のその目標に対し、民間企業がこぞって産業の成長のための事業投資を行っていた時代です。そして、それは積極的な財政支出を行っていました。しかし、オイルショックが発生、その後、資本的投機熱が加熱したバブル経済から、その後崩壊、そして少子・高齢化へと向かい、現在に至っています。現在は、財政規律を推進し過ぎて数十年続いているデフレから脱却できなくなっています。その影響で、景気は向上せず、給料は上がらず、結婚もしなくなり、一夫婦が持つ子供の数もどんどん減っています。また、結婚自体が高根の花となり、小手先の少子化対策など、焼け石に水という状態です。

男女雇用機会均等法が1985年に制定されました。しかし、反面、この制度により女性は労働

することを前提とするような見えない圧力や基準が発生したとも言えます。それには、次に続く法改正で少子化問題をさらに鮮明にしました。翌年の1986年施行された労働派遣法と言われる労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律は、共稼ぎが基本となる法改正とも言えます。お題目は優れていますが、この制度の運用により、1986年には非正規社員は16.6%だったものが、最近のデータでは38.5%まで上がっています。残念ながら、非正規雇用が増えている現状です。不安定な就職で、家族を持つことがどれほど不安になるのかを考慮せず、企業論理である安い労働力を必要なときだけということを求めた非人道的と言いたい制度を決めたのです。これによって人口が減少したため、さらに安い労働力を確保する方策として、外国人労働者に目をつけました。外国人労働者の数は、昨年の段階で208万人まで増え、過去最大規模になり、総労働力の3%まで増加しています。つまり、低賃金化の傾向を後押ししているということになっています。

時を同じくして、1989年、竹下内閣のときに消費税を導入しました。逆進性があると猛反発があったにもかかわらず、この制度を導入するとともに、税制度上必要でなかった還付金制度も同日施行し、輸出大企業への利益補助、つまりお土産制度をつくりました。

その同じ年に、免税事業者が預かっている消費税を納税していないのは脱税だとして、国を相手取って裁判が起こされました。結論は、訴えた側が敗訴しました。その理由は、財務省の言い分は、消費税は購入者がお店に預けている税金ではないと法律を説明しました。つまり、訴えた側の客が店に預けた消費税というものはない、つまり客は店に消費税など預けていないと法制度を説明し、敗訴が確定しています。消費税は、購入するときにお店や取引先に預けている税金ではなく、商品価格を10%値上げてしているにすぎないということが明白になった裁判でした。つまり、消費税は利益と給与、社会保険料などの合計額に税率を掛けて計算し、企業が納税する税金なのです。だから、赤字企業でも消費税は給与や社会保険料に係ってくるわけで、正社員を雇用すればするほど消費税の納税額は増大するということになります。さらに、これまで免税点があったため、納税義務を免除されていた企業にまでインボイス制度の導入で小規模事業者にも納税の義務が科せられてしまったため、廃業や倒産が増加している状況です。反面、輸出企業に対しては、還付金が行われています。特に、大企業など、当然輸出のウエートは大きいわけですから、還付金の額も巨大な額になっています。その額は、年間7兆5,000億円、消費税収入23兆円の約32%にも膨れ上がっています。つまり、エリート優遇で、弱者切捨ての構造がここにも存在します。

消費税は、単に自分の財布から出す金額が増えたという問題や、企業の会計上の問題だけに

とどまりません。当然、大都市と地方と比較しても分かるとおり、逆進性が存在します。大都市全体の収入及び消費と地方におけるそれは、当然その負担の強さは地方が強く傷つけられていくわけです。この構造を見ても、地方の切捨てを行っていると言わざるを得ません。農業、漁業関係を見ると、その劣化が一目瞭然です。農業者の平均年齢が68歳になり、後継者がいなくなっています。食料安全保障の上で、このような状況を看過できるものではありません。それによって、現在の実質食料自給率は10%を切っているとも言われている状況です。これも政治によって起こされた悲劇です。稼げない産業から人口が減っていくのは当然であり、そのまた逆である稼げる産業に人が集まるのも当然です。だから、都会に人口が流出しており、それが加速していることを見れば、いかに地方切捨ての政策が進んでいるのかを理解できます。

さらに、この政策を行ったため、経済が猛烈に痛手を負いました。さらに、立ち直ろうとしている矢先に、ゼロゼロ融資の返済を求められ、ついに立ち行かなくなった企業は今はどんどん増えています。今こそ経済を立て直すために、財政出動、税制緩和、大災害に備えて公共投資、規制の弾力的規制強化、食料の安定供給と備蓄などの政策転換をしない限り、この日本の経済と国民の成長の先行きは明るくなることはありません。

地方財政において、国の財政と違い、お金を製造する権利がありません。そのために、市は税金を上げるか、地方交付税を増やしてもらわなければ、地方財政は疲弊する一方です。その結果、市民は魅力を失った町、企業が少ない田舎からより稼げる都市部へと移動していくことになり、地方の崩壊が進むことになるのではないのでしょうか。

この意見書に記載されている消費税の国から地方への税源移譲については、現在の固定化されている税制度を基準とした考えであるならそうするべきですが、本来先ほど述べたとおり、財源を消費税に求めるものではないので、段階的に税率を下げていくことが望ましいわけです。そのタイミングがまさに今であり、強いデフレ下、物価上昇下において早急に下げるべき事項です。

地方財政の強靱化について要望がありますが、国と地方の協議の場合は必要と思いますが、基本姿勢として、地方切捨ての指針を捨て去り、全日本として強靱化していくために、地方財政を大幅に増やし、来る災害の強化を十分できるようにするべきであり、地方の産業の育成のための支援策を積極的に増やしていく施策に大きくかじを切ることが大切です。地方創生推進費については当然であり、本来物価上昇を計画的に行う上でも、増加させることが求められます。そもそもその事業費にインセンティブをつけて額の上限を促すという理論は、地方切捨ての体のいい言い訳としか映りません。なぜなら、そもそも都会には優秀な人材が集まり、優れたア

アイデアと資金がそれを後押しする環境があるからです。ところが、それらの人材や投資が乏しい地方なわけですから、インセンティブ政策は地方を豊かにするなど考えること自体、机上の空論か、恣意的な地方切捨て策でしかありません。そのほかにも、地方の活力を取り戻す政策を取ることは、結果的に税収を上げ、成長力を強化することになります。縮小している市場にもかかわらず、さらに切り詰め財政政策を取るなら、地方のマーケットの縮小を加速することになります。

残念ながら、2022年の税収は過去最大となりました。つまり、企業や家庭から国が出動したお金が国に取り上げられたことを意味します。不幸なことに、現在給与から税金と社会保険料などの負担率は48%を超えています。

○議長（岩松永治） 山本議員に申し上げます。議発第3号の10項目意見書が上がっておりますけれども、その中身についての討論をお願いいたします。

○6番（山本康博） はい、分かりました。

残念ながら、2022年の税収は過去最大となりました。つまり、企業や家庭から国が出動したお金が国に取り上げられたことを意味します。不幸なことに、現在給与から税金と社会保険料などの負担率は48%を超えています。可処分所得、つまり使えるお金が給与の半分程度になっています。この現状打開のため、今回の意見書の政策でも全く足りるものではないものの、早急にこれらに取り組むことが大切であるという観点から賛成討論といたしました。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第436回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時9分 閉会